

山武郡市広域行政組合広報紙「山武こういき」広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山武郡市広域行政組合有料広告掲載要綱（平成27年山武郡市広域行政組合告示第4号。以下「掲載要綱」という。）第5条の規定により、山武郡市広域行政組合の広報紙「山武こういき」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 この基準で対象となる広告の種類は、広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 広告の規格及び掲載料（1枠当たり）

規 格	掲 載 料
縦20mm×横 60mm	1回につき10,000円

注1 掲載要綱第6条の規定による広告掲載希望者（以下「広告掲載希望者」という。）は、1回につき3枠分までの大きさを選択できるものとする。

注2 本号に定める掲載料は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額を含むものとする。

(2) 色 カラー4色刷り

(3) 広告の掲載位置及び掲載枠数

掲載位置は紙面の下段とするが、広報紙の編集状況に応じて、位置を変更することがある。また、掲載枠数は、広報紙の編集状況に応じて、その都度決定するものとする。

(広報紙の発行部数及び発行月)

第4条 広報紙の発行部数及び発行月は、その都度決定する。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、原則として山武郡市広域行政組合ホームページで公募するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告掲載希望者は、同要綱第7条の規定によるもののほか、広告原稿（以下「原稿」という。）を添えて、管理者が定める期日までに提出するも

のとする。

2 掲載要綱第13条の規定による広告主（以下同じ。）は、管理者が定める期日までに原稿を電磁的記録媒体等により提出するものとする。

3 原稿は、広告主の責任で作成するものとする。

4 原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

（補則）

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月22日から施行する。